

## 県営住宅東部団地建替等整備事業 入札説明書等に関する質問回答(第2回目)修正版

- 本回答は、平成22年11月16日から11月26日に受け付けた県営住宅東部団地建替等整備事業 入札説明書等に関する質問(第2回目)を項目順に整理し、記載したものです。
- 質問は、質問者の記載のとおりを転載しています。
- 「質問回答(第2回目)修正版」には、要求水準書に関する質問回答に質問番号65を追加しています。

### <総 括>

- ・ 質問の受付期間 : 平成22年11月16日(火)から11月26日(金)
- ・ 回答の公表日 : 平成22年12月16日(木) (平成22年12月17日(金)修正版公表)
- ・ 受付質問数 : 201件

資料番号	資料名	質問数
①	入札説明書	50件
②	要求水準書	65件
③	要求水準書添付資料等	12件
④	落札者決定基準	0件
⑤	基本協定書(案)	3件
⑥	事業契約書(案)	44件
⑦	様式集	21件
⑧	第1回質問回答	6件
	合計	201件

平成22年12月16日

(平成22年12月17日修正版)

静岡県

静岡県住宅東部団地建替等整備事業 入札説明書に関する質問回答

NO	資料	項目	頁	章	1	(1)	1)	他	質問	回答
1	①	入札説明書の位置付け	1		1				「また、入札説明書等と～相違のある場合は、入札説明書等の内容を優先する。」とありますが、入札説明書に対する質問に対しての回答は入札説明書等より後に公表されるもので、記載誤りではないでしょうか。それとも、当該質問回答を受けて、入札説明書等を改定し、それを優先するとの理解でよろしいでしょうか。	「「入札説明書等に関する質問回答（1回目）」、「入札説明書に関する質問回答（2回目）」を削除します。
2	①	事業計画地の条件	2		2	5			「団地内の17棟のうちA街区6棟は県が実施する従来手法により改修が行われているところである。」との事ですが、当該改修事業完了後の住戸数、面積構成、空き住戸数等の詳細が不明では、移転及び建替計画が立てられませんので、開示願います。	改修事業完了後の住戸数、面積構成、空き住戸数等については、【添付資料16】、【添付資料16-2】を参照してください。
3	①	事業計画地の条件	2		2	5			「団地内の17棟のうちA街区6棟は県が実施する従来手法により改修が行われているところである。」との事ですが、当該改修事業完了後の外観デザイン等の詳細が不明では、団地内及び周辺との調和の取れた建築計画が立てられませんので、開示願います。	LからO棟については、外観は現状のままであり、全面的改善事業を実施しているP及びQ棟の外観も既存住棟に鉄骨造の片廊下及び昇降機を設置するのみであるため、現状と景観は大きく変わらないものとして計画してください。必要に応じて、東部団地現地にてご確認ください。
4	①	事業計画地の条件	2		2	5			本施設の整備に当たっては、県が実施する入居者移転業務と十分連携し進める必要がある。とありますが、県が実施する入居者移転業務に因って工事が一時中断・休工となることを見込んだ方が宜しいでしょうか。また、中断することにより因って発生する工程の遅延のリスクについては、県にて負担されるとの考えで宜しいでしょうか。	前段は、特段「県が実施する入居者移転業務に因って工事が一時中断・休工」を見込む必要ありません。後段は、お見込みのとおりです。
5	①	本施設の立地条件	2		2	5	1		本事業計画地の小中学校の学区をご教示ください。	本事業計画地の小中学校の学区は、以下のとおりです。 静岡市立西奈小学校（静岡市葵区瀬名三丁目23番1号） 静岡市立西奈中学校（静岡市葵区東瀬名町14番1号）

NO	資料	項目	頁	章	1	(1)	1)	他	質問	回答
6	①	本施設の立地条件	2		2	5	1		「敷地が歩道と車道の区分のない道路に接する場合は、～歩道状公開空地を設けること。」とありますが、A及びBの敷地において対象となる道路をご教示ください。	A街区及びB街区に接する前面道路全てを対象とします。
7	①	本施設の立地条件	2		2	5	1		添付資料02は修正となっていますが、面積自体は変更がないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
8	①	本施設の維持管理	5		2	8	2	②	維持管理業務の対象となる建築設備については、太陽光発電設備や屋上緑化設備は含まれないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
9	①	事業期間終了時の処理	6		2	12			当該施設から速やかに退去するものとありますが、事業者用の管理人室や事務室は無いものと思慮します。どのようなことを想定していますでしょうか。	基本的には、ないと思慮しますが、詳細については選定事業者との協議によります。
10	①	契約保証金	15		4.3	1			本施設の整備費相当額とは、事業契約書（案）に定義される「本件施設整備等費」と同義であり、様式10-3に記載される合計額と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
11	①	契約保証金	15		4.3	1			建設企業等がSPCを被保険者とする履行保証保険を付保し、保険金請求権に貴県を質権者とする質権を設定する場合は、契約保証金を免除して頂けますでしょうか。 事業契約書(案)第75条第3項についても同様です。	静岡県財務規則第55条に抵触するため不可とします。
12	①	提案評価用提案書 (正1部、副15部)	21		6.4		2		(正1部、副15部)について、以下についてご指示ねがいます。 ①正と副の識別記載の方法(内容:記載要否、場所、鉛筆書・テプラー・印刷?)。②副15部の識別記載方法(上記内容に加え、特に1/15、2/15・・・15/15の要否)	表紙(提案書、図面)に「正」、「副-1/15・・・副-15/15」を様式5-1から5-4までは各様式に、様式6-1から11-1までは、それぞれの表紙のページ中央下部(用紙下端から15mm以上空けること)に記載することとさせていただきます。

NO	資料	項目	頁	章	1	(1)	1)	他	質問	回答
13	①	提案評価用提案書（正1部、副15部）	21		6.4		2		提案評価用提案書の正と副の別をどのように記載すればよろしいでしょうか。	質問番号12を参照してください。
14	①	会社名等が分かる表記の禁止	23		7.1	2			様式6～様式11について、会社名等がわかる表記を避けるべきものについて、ご教示ください。また、正は全て会社名の記載があるといったように副と相違箇所はなく、正副全て同じ内容であるとのとの理解でよろしいでしょうか。	前段は、様式6～様式8、様式11、提案図面について会社名等がわかる表記を避けるべきものと理解してください。後段は、お見込みのとおりです。
15	①	提案書のCD-Rによる提出について（正1部）	23		7.1	3			第1回目の質問回答にて、DVD-Rでの提出を認めないとの事でしたが、ファイル容量がCD-R1枚では収まらない場合には、複数枚での提出を認めていただけますでしょうか。	提出書類作成要領に基づき作成した提案書がCD-R1枚に収まらない場合には、複数枚での提出を認めます。
16	①	提出書類の印刷・製本について	23		7.1	4			「…、ホッチキス留め又は綴り紐綴じとし、…」とありますが、「7.4提案評価用提案書」の項においては、「なお、ホッチキス、糊付、製本テープは使用せず、…」となっております。どちらを正とするかご教示ください。	「ホッチキス留め又は綴り紐綴じとし、」を「綴り紐綴じとし」とします。入札説明書 7の7.1の(4)を修正します。
17	①	提出書類の印刷・製本について	23		7.1	4			用紙は（再生）上質紙55kgのものがありますが、カラー印刷の部分があり、指定用紙に漂白した用紙でもよろしいでしょうか。	特に指定はありません。
18	①	入札書	24		7.3				封筒のサイズをご指示願います。	定型封筒（長型3号）とします。
19	①	入札書	24		7.3				入札書の封筒について、指定はありますでしょうか。	質問番号18を参照してください。

NO	資料	項目	頁	章	1	(1)	1)	他	質問	回答
20	①	入札書	24		7.3				入札書に封印する印鑑は、どのような印鑑とするのでしょうか。	入札手続きに関する権限を有している者、もしくは委任された者の印鑑とします。
21	①	提案評価用提案書	24		7.4				「①から⑥までの区分ごとに、各提案書所定の表紙を付け、左側2箇所パンチ穴を開けて、綴り紐綴じにしてください」とありますが、正副16部×6セット(96個)の綴り紐綴じを提出するという理解でよろしいでしょうか。	提案評価用提案書は、①から⑤までの括り、⑥の括りの計2区分で構成することとし、それぞれ正1部・副15部の合計32部(16部+16部)となります。
22	①	提案評価用提案書	24		7.4				提案図面についても、A4サイズに三つ折りという理解でよろしいでしょうか。	提案図面については、A3サイズのままとします。
23	①	提案評価用提案書	24		7.4				提案内容を担保するための提案図面についても、A4サイズに三つ折りの提出は認めて頂けますでしょうか。	提案図面については、A3サイズのままとします。ただし、(様式5-4)において、添付資料の有無欄が「-」であるものへの添付資料の提出は認めません。
24	①	提案評価用提案書	24		7.4				6.4の2)提案評価用提案書に示す①～⑥の⑥は、7.5の提案図面のことで、①～⑤の間違いではないでしょうか。	お見込みのとおりです。 入札説明書 7の7.4を修正します。
25	①	提案評価用提案書	24		7.4				パンチ穴を開けて綴り紐綴じですと、破れやすいと思われますので、表紙の表と最後のページの裏に綴じ穴の補強をしても良いでしょうか。(パンチ穴補強用ラベル:ビニールパッチなど)	補強は認めます。

NO	資料	項目	頁	章	1	(1)	1)	他	質問	回答
26	①	提案評価用提案書	24		7.4				(表紙及び目次についてはページ番号は不要とする。) ⇒目次とは、具体的にどの様式・文書のことでしょうか。	表紙のページ番号及び目次は、不要とします。 入札説明書 7の7.4を修正します。
27	①	提案評価用提案書	24		7.4				①から⑥までの提案書ごとに、各ページの下中央に通しでページ番号をふること、とありますがページ番号は指定された記載方法があるのでしょうか。	特に指定はありません。
28	①	提案評価用提案書	24		7.4				①から⑥までの区分ごとにとありますが、⑥は提案図面であり提案評価用提案書に含まれず、①から⑤までが正しいと考えてよろしいですか。	お見込みのとおりです。
29	①	提案評価用提案書	24		7.4				①から⑥までの区分ごとに、各提案書所定の表紙を付け、…綴り紐綴りにしてください、とありますが、表紙を区分ごとにつければ綴じるのはまとめて綴じてよろしいですか、それとも綴じるのも区分ごとに分けて綴じる必要がありますか。	質問番号21を参照してください。
30	①	提案図面	24		7.5				「綴じずに束ねて提出すること」とありますが、提案図面についてはA4サイズに三つ折は不要であり、かつ綴り紐綴りは不要という理解でよろしいでしょうか。	提案図面については、A3サイズのままとし、綴り紐綴りとしてください。 質問番号21、質問番号22を参照してください。 入札説明書 7の7.5を修正します。
31	①	提案図面	24		7.5				①綴じずに束ねて提出すること。⇒具体的にどう束ねるのかご指示願います。A3版を折ったり、丸めたりせずにダブルクリップ留めなどにすれば良いのでしょうか。	質問番号30を参照してください。

NO	資料	項目	頁	章	1	(1)	1)	他	質問	回答
32	①	提案図面	24		7.5				表紙は所定の様式内容を記載すること。⇒①様式11-1をそのまま使用し、A3版の右側半分に印刷（左側半分は白紙）すればよいのでしょうか。②それとも様式11-1の内容をA3版に新たに記載して表紙を作れば良いのでしょうか。	(様式11-1)はA3サイズとし、様式の内容を記載（中央配置）としてください。
33	①	提案図面	24		7.5				提案図面は綴じずに束ねて提出すること、とは具体的には各図面が独立した状態で提出するということでしょうか。	質問番号30を参照してください。
34	①	提案図面	24		7.5				提案図面はA3サイズ横長として、A4サイズ三つ折にする必要は無いと考えてよろしいですか。	質問番号30を参照してください。
35	①	提案図面	24		7.5				上記の場合、提案図面の表紙はA3サイズ横長としてもよろしいですか。	質問番号30を参照してください。
36	①	提案図面	24		7.5				綴じずに束ねて提出する、とありますが、クリップ等は使用してよろしいですか。	質問番号30を参照してください。
37	①	各階平面図	24		7.5	2			各階平面図について、「住棟毎に住棟及びその付帯施設2枚以内」とありますが、例えば8棟の計画の場合、16枚以内という解釈でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
38	①	立面図	25		7.5	3			計画住棟数が複数の場合は、各住棟ごとに、それぞれ4面作成をする、という考え方で宜しいですか。	お見込みのとおりです。

NO	資料	項目	頁	章	1	(1)	1)	他	質問	回答
39	①	断面図	25		7.5	4			計画住棟数が複数の場合は、各住棟ごとに、それぞれの住棟ごとに最低2面作成する、という考え方で宜しいですか。	お見込みのとおりです。
40	①	住戸平面図	25		7.5	5			第1回のN049の質問では住戸平面図に設備のプロットも必要と回答されています。記載すべき設備機器としては便器、洗面台、UB、キッチンと考えてよろしいでしょうか。(スイッチ・コンセントプロットや、配管・換気検討図等は不要と考えてよろしいでしょうか。)	記載すべき設備機器としては便器、洗面台、UB、キッチン、防水パン、換気扇とし、スイッチ・コンセントプロットや配管・換気検討図等は不要です。
41	①	住戸平面図	25		7.5	5			スイッチ・コンセントプロットや、配管・換気検討図等が必要な場合、代表的なプラン1種類での表現でよろしいでしょうか。	記載すべき設備は質問番号40番を参照してください。また、各プラン毎に記載し、表現して下さい。(住戸専用面積、間取りが同じものは、同一プランとしますので、この場合は代表的なプランでかまいません。)
42	①	外観透視図	25		7.5	6			外観透視図のみ、指定の用紙(再生)上質紙55kg以外の用紙(再生紙ではない用紙等)を使うことは可能でしょうか。	提案に委ねます。
43	①	外観透視図	25		7.5	6			外観透視図に模型写真を利用することは可能でしょうか。	提案に委ねます。
44	①	外観透視図	25		7.5	6			外観透視図A3版2枚の中に多数の角度の図を記入することは可能でしょうか。	提案に委ねます。
45	①	外観透視図	25		7.5	6			外観透視図について、描く方位は提案者によるものとして宜しいでしょうか?	提案に委ねます。



NO	資料	項目	頁	章	1	(1)	1)	他	質問	回答
46	①	移転計画の作成の条件	26		7.6	1		①オ	施設竣工とは、事業契約書第26条に規定される貴県への所有権移転日という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
47	①	移転計画の作成の条件	26		7.6	1		①イ	本事業対象エリア外のL棟からO棟までとP棟及びQ棟（現在改修工事中）への本移転においては、エのような住宅規模等の条件はありますでしょうか。	要求水準書添付資料等に関する質問回答の質問番号5～7の回答を参照してください。 ・L棟からQ棟の住戸専用面積区分に対する許容範囲について以下のようにします。 「～35㎡」：単身世帯の移転先として可 「40～45㎡」：単身世帯及び2人世帯の移転先として可 「45㎡～」：2人世帯以上の移転先として可 ただし、仮移転については、住宅規模と世帯人員数との関係に制限はないものとします。
48	①	移転計画の作成の条件	26		7.6	1		①エ	「ただし、世帯構成の偏り等のやむを得ない理由により、住戸規模との整合性が確保できない場合にあっては、単身世帯の住戸専用面積区分が約45㎡/戸の住戸への入居、2人世帯の住戸専用面積区分が約70㎡/戸の住戸への入居は許容するものとする。」との事ですが、添付資料16の現況世帯数と計画条件の住戸数を比較すると、単身世帯の現況戸数が計画戸数を大幅に上回っており、本項の適用を要する単身及び2人世帯が多数発生する計算になります。そのような移転計画でも許容されるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
49	①	移転計画	26		7.6	1		①オ	「入居者の移転に要する期間は、施設竣工（外構を含む）後、3ヶ月とする。」とありますが、例えば第2工区解体対象住棟に第1工区へ本移転又は仮移転する入居者がいた場合、3ヶ月間第2工区の解体着手ができないということでしょうか。若しくは移転が完了次第（3ヶ月を待たずに）解体着手ができるのでしょうか。	県で行う、移転に要する期間（住民説明と調整、入居者引越等含む）が3ヶ月かかるということです。 施設整備・県に移転完了後、3ヶ月かけて入居者が移住した後、当該住棟の解体に着手することになります。
50	①	その他	27		8				入札参加資格申請書等の提出後、会社の代表者が変更となった場合の対処方法についてご教示ください。	記載事項変更届を提出してください。（様式4-3）記載事項変更届を追加公表します。 その他の記載事項に変更が生じた場合には、県と協議の上、記載事項変更届を提出してください。

静岡県住宅東部団地建替等整備事業 要求水準書に関する質問回答

NO	資料	項目	頁	章	1	(1)	1)	他	質問	回答
1	②	本施設の整備	4	1	1	8	1	⑤	第1回目の質問回答②No.9において、団地自治会に対して事業スケジュールを説明済みとの事でしたが、団地周辺の近隣住民に対しては説明会等を実施されているのでしょうか。	団地周辺の近隣住民への説明会等は行っていません。
2	②	本施設の整備	4	1	1	8	1	⑤	第1回目の質問回答②No.9において、団地自治会に対して事業スケジュールを説明済みとの事でしたが、団地周辺の近隣住民に対しては説明会等を実施されているのでしょうか。	団地周辺の近隣住民への説明会等は行っていません。
3	②	関係法令及び参考基準(適用基準等)	7	1	1	10	20		「しずおかユニバーサルデザインを踏まえた公営住宅」を開示頂くことは可能でしょうか。	全ての代表グループ企業に配布済みです。
4	②	本施設の立地条件	8	2	1	1			静岡市雨水流出抑制対策要綱について静岡市に協議したところ、県で広域の雨水貯留施設を設置する計画があり、雨水流出抑制が不要になる可能性があると言いました。今回の提案では雨水流出抑制は不要と考えてよろしいでしょうか。	本事業において、必要となる雨水貯留施設を整備することとします。
5	②	本施設の立地条件	8	2	1	1			上記の場合で、設計段階で市との協議により雨水流出抑制が必要となった場合は、県のリスクと考えてよろしいでしょうか。	質問番号4番を参照してください。
6	②	本施設の立地条件	8	2	1	1			特定都市河川対策法について静岡市に協議したところ、現在の住宅部分を駐車場にした場合は、雨水浸透阻害行為の土地利用に該当する可能性があるとの指導を受けています。提案までの短期間で協議を行い条件を確定することは困難です。設計段階での協議で雨水浸透阻害行為の土地利用に該当するとの結論が出た場合は、県のリスクとしていただけませんか。	質問番号4番を参照してください。 ご質問のリスクの分担は、事業者側とします。

NO	資料	項目	頁	章	1	(1)	1)	他	質問	回答
7	②	インフラ整備状況	9	2	1	2	3		別途工事による雨水排水本管への接続とするとありますが、A街区の雨水排水はどちらに接続したらよろしいでしょうか。	【添付資料19】流域図を参考に市道瀬名住宅団地14号線に接続することとしてください。A街区西側の市道瀬名住宅団地14号線の東部団地敷地側に雨水排水接続先が存在しないため道路を横断する配管が必要となりますが、当該道路内の工事は県が行うこととします。A街区北側の市道瀬名住宅団地14号線には雨水排水接続先が存在しますので、そちらに接続することとします。雨水排水計画がわかる流域図を【添付資料19】として公表します。
8	②	インフラ整備状況	9	2	1	2	3		別途工事による雨水排水本管への接続とするとありますが、市道瀬名住宅団地13号線には雨水排水接続先はございませんか。	市道瀬名住宅団地13号線に雨水排水接続先は存在します。
9	②	インフラ整備状況	9	2	1	2	3		別途工事による雨水排水本管への接続とするとありますが、現状の雨水排水はどこに接続されているのでしょうか。	【添付資料19】流域図を参照するとともに、必要に応じて現地調査を実施してください。
10	②	事業計画地の認定状況について	9	2	1	5			一団地認定等計画案検討において関係各官庁と協議を行っても宜しいでしょうか。	原則として設計・調査作業は事業契約の効力発生後としますが、事業者のリスクにおいて事前準備等を行うことは構いません。関係機関との協議も同様とします。
11	②	全体に関する条件	10	2	2	1	8		屋上部分の防水仕様について、何らかの指定はありますか？	公共住宅建設工事共通仕様書等によりますが、提案に委ねます。ただし、設備基礎等との取り合い、耐風性、効率性、更新性を十分考慮した仕様としてください。
12	②	全体に関する条件	10	2	2	1	11		「既存樹木を利活用」とあります。念のための確認ですが、施設整備のために既存樹木を除去することには問題が無く、提案として一部の既存樹木を保存しても良い、という考え方で良いですか。	お見込みのとおりです。
13	②	本施設に関する条件	10	2	2	2	1	※2	県の管理用として1台駐車場を設けることとなっておりますが、普通車程度の駐車スペースを見込むことで宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
14	②	本施設に関する条件	10	2	2	2	1	※3	駐輪場については、平置き及び2段ラック式のどちらを使用してもよいとの理解で宜しいでしょうか。	要求水準書 第2章2の(2)の3)の(エ)のDのcを参照してください。
15	②	本施設の規模	11	2	2	2	1	④	附帯設備について、防火水槽の整備方針をご提示下さい。	関係法令等に従ってください。

NO	資料	項目	頁	章	1	(1)	1)	他	質問	回答
16	②	一般事項	12	2	2	2	3	①ア (ア) B f	約35㎡の住戸にあっては全体の1/3程度において、将来2戸を1戸に改修できるように計画することとありますが、1棟に付き何戸以上を改修する等、配置にかかわる計画はありますでしょうか。	提案に委ねます。
17	②	一般事項	13	2	2	2	3	①ア (ア) B b	住戸内部床の段差を無くし、とありますが、和室入り口についても段差を解消しなければならないのでしょうか。	お見込みのとおりです。
18	②	施設の配置	13	2	2	2	3	①ア (イ) A f	玄関から屋外の緑地スペース、共同花壇・菜園等へのアプローチを確保すれば、特に他の出入口を設ける必要はないと考えてよろしいでしょうか？	玄関以外の出入り口からで可能な計画としてください。
19	②	居室	13	2	2	2	3	①ア (ウ) B	専用部分の居室について、2以上設ける住戸にあっては1室を和室にするとありますが、和室に設ける量に関しては、15mmや25mmの薄畳でも構いませんか。	【添付資料13】を参照してください。
20	②	居室	13	2	2	2	3	①ア (ウ) B b	「居室を2以上設ける住戸にあっては、居室のうち1室は和室とすること」とありますが、家族形態によっては洋室の方が適している場合も考えられます。その場合は、和室を設けない提案も可能でしょうか？	原則、要求水準書どおりとします。ただし、「家族形態によっては洋室の方が適している場合」の多様なライフスタイルへの対応とする場合、一部和室を設けない住戸の提案も可能とします。 要求水準書 第2章2の(2)の3)の①のアの(ウ)のBのbを修正します。
21	②	流し・調理器具	14	2	2	2	3	①ア (ウ) E b	「調理台L=600mm」は、「コンロ台」と同一と考えてよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
22	②	トイレ	13	2	2	2	3	①ア (ウ) F	(ウ)専用部分Fトイレについて、「b扉は外開き」とありますが、引戸も可能と考えて宜しいでしょうか。	外開きとする主旨を考慮の上、扉の有効幅員及び安全上問題ないという提案の場合、引戸でも可能とします。 要求水準書 第2章2の(2)の3)の①のアの(ウ)のFのbを修正します。
23	②	トイレ	14	2	2	2	3	①ア (ウ) F	「扉は外開き」とありますが、引き戸でも構いませんか。	質問番号22を参照してください。

NO	資料	項目	頁	章	1	(1)	1)	他	質問	回答
24	②	バルコニー	14	2	2	2	3	①ア (ウ)G	バルコニーにおけるエアコン用室外機は「吊りタイプ」とあり、質疑回答でも明確に吊りタイプを指定していますが、片廊下型とした場合の共用廊下側にエアコン用室外機を置いても良いのでしょうか。また置ける場合は、やはり吊りタイプのみで、床置きタイプとすることはできないのでしょうか。	片廊下型とした場合、エアコン用室外機を共用廊下側に置くことは可としますが、アルコーブを設けて設置するなど有効幅員の確保に配慮してください。 その場合に床置きタイプとすることは可とします。
25	②	バルコニー	14	2	2	2	3	①ア (ウ)G	バルコニー床に設置する避難ハッチは、緊急時以外は使用しないため、有効幅員1200mmのなかにあっても日常生活の利用上は問題ないと考えられますが、その考え方でよろしいでしょうか。	緊急時以外においても、避難上有効な幅員を確保できる避難ハッチの形態であれば可とします。
26	②	バルコニー	14	2	2	2	3	①ア (ウ)G a	バルコニー有効幅員に関する11/12の質疑回答(14ページ49番)に、「設置又は継続して存置」とありますが、可動式の物干し金物など、未使用時は収納されるものは、収納時の有効幅員と考えてよろしいですか？	お見込みのとおりです。
27	②	外部に面する開口部	13	2	2	2	3	①ア (ウ)L	(ウ) 専用部分L外部に面する開口部について、「屋内側にダブルのカーテンレール」とありますが、居室のみに設置すると考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、障子等を設置する場合は、この限りではありません。
28	②	昇降機	15	2	2	2	3	①ア (エ)A	住宅用・乗用の昇降機13人乗りには、トランク付はありません。住宅用13人乗りを用いれば、奥行き2000が確保され、ストレッチャーを入れることができるので、トランク無しとしてもよろしいでしょうか。	ストレッチャーを入れることができる場合、トランクなしの機種でかまいません。
29	②	昇降機	15	2	2	2	3	①ア (エ)A c	乗員数は、「5階以上かつ40戸以上の場合」のみ規定があるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
30	②	侵入防止	16	2	2	2	3	①ア (エ)I a	文中の「エントランスホール」とは壁やガラスで囲まれた「室」とする必要がありますか？	提案に委ねます。

NO	資料	項目	頁	章	1	(1)	1)	他	質問	回答
31	②	共同物置	16	2	2	2	3	①ア (エ)J a	入居者が共同で使用する物置について、住棟屋外階段最下部以外の位置に設置してもよろしいでしょうか？	提案に委ねます。
32	②	排水設備	17	2	2	2	3	①イ (ウ)A	駐車場排水設備は雨水排水及びガソリントラップは不要として考えて宜しいでしょうか。	雨水排水設備は必要としますが、ガソリントラップは提案に委ねます。
33	②	給湯設備	17	2	2	2	3	①イ (エ)B a	「さや管ヘッダー工法により供給するなど」と書かれていますが、さや管ヘッダー工法以外の工法、例えば樹脂管を使用した先分岐工法などの採用も考えて宜しいでしょうか？	提案に委ねます。
34	②	空調設備	17	2	2	2	3	①イ (オ)A	(オ) 空調設備 A 設置箇所のエアコンのドレンについて、質疑回答で「ドレンレールは不可」とありました。床シート型のドレンレールは可能と考えるて宜しいでしょうか。	不可とします。
35	②	空調設備	17	2	2	2	3	①イ (オ)A b	エアコンドレンからバルコニーや開放廊下の側溝への放流法について、床面へのドレン水の流出を防ぐために側溝を設置する、あるいは蓋付き側溝を設置してもよろしいでしょうか？	不可とします。
36	②	洋式大便器	17	2	2	2	3	①イ (ク)A	洋式大便器の一般階は「壁排水式」を指定し、質疑回答でもあらためて指定しています。提案によっては「床排水式」の方が合理的な場合もあると考えられますが「壁排水式」としなければならぬ理由をお教えてください。	壁排水式とするなど、配管更新やメンテナンスにおける容易性を考慮し計画としてください。 要求水準書 第2章2の(2)の3)の①のイの(ク)のAのcを修正します。。
37	②	一般事項	18	2	2	2	3	①ウ (ア)A	「各種配線は配管内に敷設すること。」とありますが、天井がある部分については吊り金具を利用したケーブル工事と考えてよろしいでしょうか。	配管内に敷設することが望ましいですが、天井がある部分についてはケーブル工事とすることを可とします。
38	②	一般事項	18	2	2	2	3	①ウ (ア)A e	各種配線は管路内に配線するとありますが、ケーブルをケーブルラックに敷設する工法も採用可能と考えてよろしいでしょうか。	配管内に敷設することが望ましいですが、ピット内についてはケーブルラックに敷設する工法も可とします。

NO	資料	項目	頁	章	1	(1)	1)	他	質問	回答
39	②	通信・インターネット設備等	18	2	2	2	3	①ウ (ア)C	19頁(カ)Aに「プレート及びボックスを設けること。」とありますが配線は住戸内は別途、住戸外を本工事と考えるのでしょうか。	住戸外も将来の導入が可能なように配管工事までが本工事となります。 要求水準書 第2章2の(2)の3)の①のウの(ア)のCのbの記載内容の一部を、「～すること。各住戸への配管工事を行うこと。～」に修正します。
40	②	通信・インターネット設備等	18	2	2	2	3	①ウ (ア)C	各住戸への分配するハブなど情報機器は別途工事と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
41	②	通信・インターネット設備等 情報設備	18, 19	2	2	2	3	①ウ (ア)C b 及び ①ウ (カ)A a	インターネットの配線対応は、各住戸HUB設置スペースまで配管配線を行い、住戸HUB設置スペースから居間及び居室へは空配管及びプレート・ボックス対応と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
42	②	自然エネルギー	20	2	2	2	3	①ウ (コ)	太陽光発電設備の発電量は、建築基準法の1棟ごとに10kw未満ということではよろしいでしょうか。 それとも建築基準法の棟単位にかかわらず、構造上別棟である3階以上の棟に各々10w以下設置（建築基準法の1棟で合計すると10kwを超える）ということでしょうか。	建築基準法の1棟ごとに10kW未満の発電量をもつものを設置して下さい。 3階建て以上の住棟毎に10kw未満の太陽光発電設備を設置し、1棟で10kwを超えることはできません。
43	②	自然エネルギー	20	2	2	2	3	①ウ (コ)A a	3階建て以上の住棟毎に発電量10kw未満の太陽光発電設備を設けることとありますが、昇降機動力等の共用部に使用することで、賄えるワット数を確保すれば宜しいでしょうか。また、昇降機動力以外の共用部とは具体的にどの箇所を想定されているのでしょうか。	前段は、お見込みのとおりです。 後段は、昇降機動力及び給水ポンプ動力への電力供給を想定しています。

NO	資料	項目	頁	章	1	(1)	1)	他	質問	回答
44	②	車いす対応住戸の特記事項	20	2	2	2	3	②	11月12日公表の新旧対照表により「一般世帯の専用部分に基づくこと」となりましたが、住戸内収納に関しても一般世帯と同様に、居住専用部分の容積の9%以上設ける必要があると、考えれば宜しいのでしょうか。	お見込みのとおりです。
45	②	車いす対応住戸の特記事項	20	2	2	2	3	②	11月12日公表の新旧対照表により「一般世帯の専用部分に基づくこと」となりましたが、「居室を2以上設ける住戸にあつては1室は和室」に関しても、車いす対応住戸に当てはまると考えれば宜しいのでしょうか。	お見込みのとおりです。 質問番号22を参照してください。
46	②	車いす対応住戸の特記事項	20	2	2	2	3	②	11月12日公表の新旧対照表により「一般世帯の専用部分に基づくこと」となり、「70㎡住戸にあつては寝室として使用可能な居室は3室以上」が車いす対応住戸にも当てはまると考えられます。しかし、同じく11月12日公表の質問回答No46（14頁）においては「提案に委ねます」となっています。どちらが正しいのでしょうか。	提案に委ねます。
47	②	専用部分	20	2	2	2	3	②ア (ウ)	一般世帯向け住戸では「居室を2以上設ける住戸にあつては、居室のうち1室は和室とすること」とあります。車椅子対応住戸の居室は、車椅子の通行を考慮し、和室無し（全て洋室）としてもよろしいのでしょうか。	質問番号45を参照してください。
48	②	テレビ電波受信障害防除施設について	26	2	2	3			本施設の整備に伴ってテレビ電波受信障害（アナログ、デジタルの双方を対象とする。）の発生が予想される場合には、事前・事後調査を行い、影響を及ぼす範囲については、再送信等の受信障害対策を講じること。とありますが、選定事業者は電波障害対策費用としては、事業契約期間まで費用を見込めば宜しいのでしょうか。また、事業契約期間後発生する費用については県の負担と考えて宜しいのでしょうか。	お見込みのとおりです。
49	②	施設計画に関するその他の参考とする仕様	26	2	3				「内装等に使用する木材は県産材とする」とありますが、どの程度のレベルまで使用すべき等の具体的基準をお示しいただけますでしょうか。	下地を含む内装材を想定しています。 県産材として証明された集成材を含むものとします。



NO	資料	項目	頁	章	1	(1)	1)	他	質問	回答
50	②	解体撤去すべき施設の内容	26	2	4	1			第1回の質疑回答で杭は全て撤去するとの回答がございましたが、杭の本数が多く、摩擦杭である可能性が高いことから、全て撤去すると工事費が高くなります。工事に支障が無い範囲は存置とさせていただきませんか。	第1回の質疑回答のとおり、杭は全て撤去するようにしてください。
51	②	解体撤去すべき施設の内容	27	2	4	1		※	内装下地材、内装パネル、床仕上材の木質系フローリングなどを想定しています。	既存雑排水路は全て撤去するようにしてください。
52	②	維持管理業務	31	3	2	1	5		消耗品・薬剤等の交換・補充業務と記載されていますが、以下についてご教示願います。①消耗品・薬剤等の具体的な内容②消耗品・薬剤等の交換・補充業務に係る費用の負担区分（県？事業者？）③長期修繕計画との兼ね合い。例えば消火器の交換の場合、ここでの交換費用を見込むのか、長期修繕計画に見込むのでしょうか。11/12の回答で、①は、避難誘導灯の電球、滅菌用薬剤などを想定しています。⇒この薬剤は受水槽清掃に係る消毒薬のことでしょうか。③お見込のとおりです。との回答ですが、消火器の薬剤交換又は本体の交換は事業者負担でしょうかそれとも長期修繕に組み込み県の負担でしょうか。	①は、11月12日の回答のとおり、避難誘導灯の電球、滅菌用薬剤などを想定しています。 ②は、事業者負担とします。 ③は、消火器の薬剤交換又は本体の交換は県で実施しますので、事業者は長期修繕計画に見込む必要はありません。
53	②	維持管理業務	31	3	2	1	5		消火器交換については、消耗品・薬剤等の交換補充業務として事業範囲内となりますでしょうか。	事業範囲外です。
54	②	業務の内容	31	3	3	1			受水槽清掃・点検業務で給水ポンプ、自動給水弁等の自動運転装置及び機器類が正常に作動せず、修繕が必要との判断された場合は、維持管理業務に伴って発生する以外の修繕業務となるのでしょうか。	受水槽清掃・点検業務で給水ポンプ、自動給水弁、配電盤等の自動運転装置及び機器類が正常に作動せず、修繕が必要との判断された場合は、維持管理業務内で発生する修繕業務と考えます。

NO	資料	項目	頁	章	1	(1)	1)	他	質問	回答
55	②	遠隔監視	33	3	3	5	4	②	昇降機の遠隔監視ユニットが昇降機機械室設置とありますが、本件のような場合、機械室レス方式が主流となっております。機械室ということではなく、昇降機（ゾーン）に遠隔監視ユニット設置が必須との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
56	②	昇降機保守点検業務の範囲	33	3	3	5	1	①	毎月定期的に技術者を派遣（遠隔点検を含む）とありますが、遠隔点検を毎月行う場合は、必ずしも技術者を毎月派遣する必要はないと理解してもよろしいでしょうか。	遠隔点検を行う場合においても、毎月定期的に技術者を派遣して点検作業を実施してください。
57	②	定期業務	34	3	4	2	1		消防設備等は必要に応じ、どの程度まで保守、修理その他措置を講じるものと想定されているのでしょうか。具体的には、感知器不良の場合の交換作業は事業範囲内となるのでしょうか。	前段は、発生する事象の度合いにより県と事業者の協議によります。後段は、感知器不良の交換作業は事業範囲内とします。
58	②	業務管理技術者	35	3	4	4	2	④	消防設備点検は6月毎に1回の点検であり、作業実施する月およびその週のみ計画を作成することでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
59	②	業務管理技術者	35	3	4	4	2	②	消防設備点検に限定するクレーム処理・整理と解釈してよろしいでしょうか。	消防設備等及び建築設備点検についてのクレーム処理・整理となります。
60	②	関係者への連絡	35	3	4	6	1		「住宅毎」とは、「各戸」という意味でしょうか（(8)の2)も同様）。	本事業にて整備する住棟毎を指します。要求水準書 第3章4の(6)の1)及び(8)の2)を修正します。
61	②	工具、費用などの負担	35	3	4	7			発信機用押しボタンカバープレートは破損時のみでよろしいでしょうか。それとも色褪せたら交換しなければならないのでしょうか。	消防設備等及び建築設備の点検において、破損しなければ試験等できないものの例として、発信機用押しボタンカバープレートを上げています。この他に同様のものについては消耗品として事業者の負担において交換が必要となります。表示内容が認識できないなど機能上問題ない限り、退色による交換は不要です。

NO	資料	項目	頁	章	1	(1)	1)	他	質問	回答
62	②	水質検査	38	3	5	3	2	①	給水栓の末端から採取とありますが、これは居室のどこか1室を指しているのでしょうか。	居室の給水栓から採取することになりますが、特定の住戸を定めておらず、協議により定めます。
63	②	水質検査	38	3	5	3	2	①	「水道法第4条による基準項目」について具体的にお示ください。	水道法第4条による基準項目を確認の上、最新の水質基準項目と基準値に基づき、水質検査を実施してください。
64	②	業務の内容	39	3	7	2	1	①	本事業には修繕業務は含まれていないが、維持管理業務に伴って発生する修繕業務とはどのようなお考えかお示ください。	維持管理期間中の設備法定点検業務等の実施に伴い発生する修繕業務（保守管理）については、本事業に含まれるものとなります。
65	②	業務の内容	32	3	3	1	4		防犯カメラ機器は、昇降機内のみで、団地内はプライバシー等を考慮して、設置しないと考えて宜しいですか？	お見込みのとおりです。

静岡県住宅東部団地建替等整備事業 要求水準書添付資料等に関する質問回答

NO	資料	項目	頁	章	1	(1)	1)	他	質問	回答
1	③	事業計画地・既存水路付替整備状況図	添付資料07						隣地境界線の外周に側溝が敷設されていますが、その一部の側溝には蓋が無い状態で高齢者等の落下の恐れがあります。新たに蓋を取り付ける等の改修を行う予定はありますか？	静岡市が管理する市道であるため、県が改修等を行う予定はありません。
2	③	事業計画地・地質調査図	添付資料11						ボーリングデータで示された範囲よりも深い位置にN値が小さい部分があった場合、県のリスクと考えてよろしいですか。	公表された【添付資料11】、【添付資料17】の地質調査結果のリスクは県にありますが、N値の深度のリスクは事業者の調査によるものとし、設計において反映してください。
3	②	入居者移転計画策定のための付与条件等	添付資料16						欄外の注記に「P・Q棟は改善後の戸数及び入居者数としている。」とありますが、これは当該入居戸数分については改修工事完了後の入居者が確定している、或いは入居したまま改修工事を実施している、という事でしょうか。	【添付資料16】、【添付資料16-2】に記載した各棟の戸数については、仮移転先から本移転先（L棟からQ棟）への移転が完了した状態を想定したものとなっていますので、入居者移転計画策定にあたっては、記載した内容に基づき検討してください。
4	②	入居者移転計画策定のための付与条件等	添付資料16						欄外の注記に「P・Q棟は改善後の戸数及び入居者数としている。」とありますが、改修工事により住戸数が減少しているのではないかと思います。L～O棟についても改修工事完了後の戸数及び面積構成、入居数及び空き住戸数等の詳細が不明ですと移転及び建替計画が作成できませんので、開示願います。	【添付資料16】、【添付資料16-2】に記載した各棟の戸数については、仮移転先から本移転先（L棟からQ棟）への移転が完了した状態を想定したものとなっていますので、入居者移転計画策定にあたっては、記載した戸数及び面積構成、入居数及び空き住戸数等に基づき検討してください。
5	②	入居者移転計画策定のための付与条件等	添付資料16						本事業では、単身世帯の住戸は35㎡となっており、本事業の移転計画における団地内既存住棟への本移転先の要件にもなっています。一方、県が改修事業を行っているP棟の住戸専用面積には「～35」の区分がありますが、この住戸は単身世帯の移転先としての要件を満たしているかどうか、ご教示願います。（N・O棟についても同様です。）	N、O、P棟の住戸専用面積区分が「～35㎡」の住戸は、単身世帯の移転先としての要件を満たすものとしします。

NO	資料	項目	頁	章	1	(1)	1)	他	質問	回答
6	②	入居者移転計画策定のための付与条件等	添付資料16						本事業では、2人世帯の住戸は45㎡となっており、本事業の移転計画における団地内既存住棟への本移転先の要件にもなっています。一方、県が改修事業を行っているP棟の住戸専用面積には「40～45」の区分がありますが、この住戸は2人世帯の移転先としての要件を満たしているかどうか、ご教示願います。 (L～O棟についても同様です。)	L棟からP棟の住戸専用面積区分が「40～45㎡」の住戸は、単身世帯及び2人世帯の移転先としての要件を満たすものとしします。
7	②	入居者移転計画策定のための付与条件等	添付資料16						本事業では、3人以上世帯の住戸は70㎡となっており、本事業の移転計画における団地内既存住棟への本移転先の要件にもなっています。一方、県が改修事業を行っているP・Q棟の住戸専用面積には「60㎡～」の区分があるのみで、移転先としての適否を判定できませんので、この住戸は3人以上世帯の移転先としての要件を満たしているかどうか、ご教示願います。 (L～O棟についても同様です。)	L棟からP棟の住戸専用面積区分が「60㎡～」の住戸は、2人世帯以上の移転先としての要件を満たすものとしします。
8	③	事業計画地・報告書(簡易粒度試験)	添付資料17						追加公表いただいた資料は、日本建築学会の建築基礎構造設計指針に基づいた調査検討になっていますが、今回の要求水準では静岡県建築構造設計指針・同解説に基づくこととされており、この場合、粘性土の粒度試験結果が無いと液状化の判断が出来ません。粘性土の粒度試験結果はございませんでしょうか。	【添付資料17】の調査報告書が全てです。 粘性土の粒度試験結果はありませんが、【添付資料11】、【添付資料17】から液状化対策が必要と想定の上、提案してください。
9	③	事業計画地・報告書(簡易粒度試験)	添付資料17						上記の追加資料がいただけな場合、提案段階では日本建築学会の指針に基づいて提案しても宜しいでしょうか。また、液状化の程度を検討する際に使用するN値の測定方法はトンビ法もしくは自動落下法に限られますが、今回のボーリングデータは全てコーンブーリー法になっています。現状のデータで液状化の程度を判断する方法として、コーンブーリー法の数値を低減して使用しても宜しいでしょうか。この場合、設計段階で追加調査を実施し詳細検討を行った結果、液状化対策が追加が必要になった場合は、県のリスクとしていただけますでしょうか。	前段のご質問について、提案段階ではご質問いただいた方法により液状化の判断をしたうえで提案いただいて構いませんが、当該判断以外については、静岡県建築構造設計指針・同解説に基づいて提案をしてください。 中段のご質問、N値の測定方法については、ご質問いただいた方法によることで構いません。 後段のご質問について、選定事業者が設計段階で詳細調査・検討を行った結果、液状化対策が不要又は軽減された場合、その対応及び契約変更等について協議するものとしします。  なお、提案評価用提案書(様式6-16)に提案内容を具体的に記載すると共に、(様式6-2)の「1. 建築物」の表の下に液状化対策の記載欄を追加しましたので、概要を記載してください。

NO	資料	項目	頁	章	1	(1)	1)	他	質問	回答
10	③	既存住棟・工作物等参考図	閲覧資料1						J・K・L・M棟側の工事を行うに当たり、既存給水管の布設状況を確認できる資料の提供をいただけますでしょうか？（J・K棟の撤去に伴いL・M棟への給水が確保できるかの確認のため。現地から想定すると、J・K棟の高置水槽からL・M棟へ重力供給されていると思われます。この場合、揚水ポンプを加圧給水ポンプに更新する必要があります。想定のようにしていた場合、方式への変更は本計画で見込むことになるのでしょうか？）	L、M棟への給水については、別系統となるよう対策済みのため、事業範囲外とします。
11	③	既存住棟・工作物等参考図	閲覧資料1						各棟の杭の本数及び長さが図面上では確定できないのですが正確な数字を教えてください。	【閲覧資料01】をもとに、想定してください。
12	③	既存住棟・工作物等参考図	閲覧資料1						浄化槽を使用されていたと思われませんが、位置の確定をお願いします。	浄化槽は、敷地内にありません。

静岡県住宅東部団地建替等整備事業 基本協定書（案）に関する質問回答

NO	資料	項目	頁	条	1	(1)	1)	他	質問	回答
1	⑤	事業仮契約の締結	2	6	2				「県及び落札者は、入札説明書に添付の事業契約書案の文言に関し、入札前に確定することができなかった事項を除いて～」とありますが、入札前に県との協議等、文言を確定する場を設けて頂けるのでしょうか。	ご指摘の「入札前に県との協議等、文言を確定する場」は予定していません。 なお、ここで規定している「入札前に確定できなかった事項」とは、11月12日に公表した、基本協定書（案）に関する質問番号6の回答をご参照ください。
2	⑤	事業仮契約の締結	2	6	4				「県は、落札者の責めに帰すべき事由により～」とありますが、落札者の責めに帰すべき事由とは、本条第3項各号に規程されている事由との解釈で宜しいでしょうか。	「落札者の責めに帰すべき事由」とは、本条第3項各号に記載の事由に限るものではなく、落札者の故意、過失または信義則上これと同視すべき事由を含むものです。
3	⑤	違約金	3	11					構成員の関係は一種のJVであり、この場合、全く該当しない構成員まで連帯して、他社の債務保証を行うような形には違和感があります。帰責企業に限定できませんでしょうか。	原案のとおりとします。

静岡県住宅東部団地建替等整備事業 事業契約書（案）に関する質問回答

NO	資料	項目	頁	条	1	(1)	1)	他	質問	回答
1	⑥	事業用地の使用	9	7	1				「別紙1に定める各工区の開始日に～」とありますが、別紙1には各工区の開始日が記載されておりませんので、本件事業用地を無償で供して頂ける時期を明確にしてくださいでしょうか。	別紙1については、入札提案書において事業者から提案があった時期を記載いたします。
2	⑥	本件施設の設計	11	12	7				前項の規定にかかわらず、不可抗力又は法令変更により損害が発生した場合は、第15条第3項の規定を適用する。ただし、設計受託者等を選任したことにより発生した損害についてはこの限りではない。 ⇒この規定の意味は、設計受託者を選任した場合であれば、不可抗力、法令変更の場合であっても発生した損害につき全額賠償責任を負うとの意味か。それとも、設計受託者の選任につき過失があった場合のみ損害につき全額賠償責任を負うとの意味でしょうか。	本条項但書きは、設計受託者を選任したことで損害との間に相当因果関係がある損害について事業者が損害賠償責任を負うことを意味します。具体的には、「設計受託者が不可抗力により倒産し、他の企業を選任しなければならない場合の増加費用」や「設計受託者が法令変更により業務を遂行する資格を失った場合の増加費用」などを想定しており、同費用は「選任したことにより発生した損害」となり、別紙7及び別紙8が適用されないこととなります。
3	⑥	本件施設の設計	11	12	7				「不可抗力又は法令変更により損害が発生した場合は、第15条第3項の規定を適用する。ただし、設計受託者を選任したことにより発生した損害についてはこの限りではない。」とありますが、設計受託者を選任したことに起因して、不可抗力又は法令変更により生じた損害とは、具体的にどのような事象を想定されているのか、ご教示いただけませんか。	質問番号2をご参照ください。



NO	資料	項目	頁	条	1	(1)	1)	他	質問	回答
4	⑥	設計図書及び完成図書等の著作権	12	16	4				本項の規定は、貴県の指示により侵害した場合には、貴建が損害を賠償するとの理解で宜しいでしょうか。	事業者は、県による設計図書等の自由な使用が、第三者の有する著作権および著作人格権を侵害しないように必要な一切の措置をとらなければならないのであり、基本的に、県の指示の結果、第三者の著作権等を侵害することは想定しておりません。
5	⑥	既存施設の解体、本件施設の建設等	13	17	2				「事業者は、工事期間中、県の事前の確認を受けた上で、」とありますが、保険付保にあたって行われる貴県による事前の確認とは、具体的にどのような事をされるのかご教示いただけませんかでしょうか。	事業者が加入を予定している保険の内容（種別、期間等）について、説明を受けることを想定しています。
6	⑥	本件工事期間中の第三者の使用	14	20	7				前項の規定にかかわらず、不可抗力又は法令変更により損害が発生した場合は、第28条の規定を適用する。ただし、工事請負人等を選任したことにより発生した損害についてはこの限りではない。 ⇒この規定の意味は、工事請負人等を選任した場合であれば、不可抗力、法令変更の場合であっても発生した損害につき全額賠償責任を負うとの意味か。それとも、工事請負人等の選任につき過失があった場合のみ損害につき全額賠償責任を負うとの意味でしょうか。	本条項但書きは、工事請負人等を選任したことで損害との間に相当因果関係がある損害について事業者が損害賠償責任を負うことを意味します。質問番号2の回答をご参照ください。
7	⑥	本件工事期間中の第三者の使用	14	20	7				「不可抗力又は法令変更により損害が発生した場合は、第28条の規定を適用する。ただし、工事請負人等を選任したことにより発生した損害についてはこの限りではない。」とありますが、工事請負人等を選任したことに起因して、不可抗力又は法令変更により生じた損害とは、具体的にどのような事象を想定されているのか、ご教示いただけませんかでしょうか。	質問番号6をご参照ください。
8	⑥	工区又は本件施設の引渡し・所有権移転日の変更	16	26	3	1			「（ただし、同上第5項にあたる場合は除く）」とありますが、同条第7項の誤りではないでしょうか。	ご指摘の件は、11月12日公表の、事業契約書（案）新旧対照表において修正済です。

NO	資料	項目	頁	条	1	(1)	1)	他	質問	回答
9	⑥	本件工事により第三者に生じた損害	17	27	1				「ただし、その損害（第3項に定める保険により補填されるものを除く。以下、本条において同じ。）」とありますが、本条に第3項はございません。別紙5の誤りではないでしょうか。	別紙5に修正します。
10	⑥	県による完了確認	18	32	1				「県は、前条第2項の通知を受けてから」とありますが、前条第2項の通知とは、完了検査を行うことの通知であるため、前条第3項の誤りではないでしょうか。	前条第3項に修正します。
11	⑥	県による完成確認通知書の交付	20	39	1				「県は、前条第2項の検査を完了し、かつ、本件施設の建設工事等に関する完成図書を県に提出した場合」とありますが、完成図書を県に提出するのは事業者であると思料いたしますので、「県は、前条第2項の検査を完了し、かつ、事業者が本件施設の建設工事等に関する完成図書を県に提出した場合」或いは「県は、前条第2項の検査を完了し、かつ事業者から本件施設の建設工事等に関する完成図書の提出を受けた場合」に修正頂けないでしょうか。	「県は、前条第2項の検査を完了し、かつ、本件施設の建設工事等に関する完成図書を県に提出した場合」を「県は、前条第2項の検査を完了し、かつ事業者から本件施設の建設工事等に関する完成図書の提出を受けた場合」に修正します。
12	⑥	通期維持管理業務計画書	21	43					確認の通知は通常の場合、どのような形式になりますか。一般郵便、書留、配達証明、FAX等のいずれでしょうか。	配達証明郵便を想定しています。
13	⑥	緊急時の対応	23	45	2				「前条第2項の規定は、前項の対応マニュアルに準用する。」とありますが、前条第2項により維持管理業務計画書を変更する場合は、前項の定めに従い対応マニュアルを作成し、県の確認を受けるとの意味を指すとの理解で宜しいでしょうか。	第44条2項の年間業務計画書の変更規定は、45条の対応マニュアルに準用するという意味です。

NO	資料	項目	頁	条	1	(1)	1)	他	質問	回答
14	⑥	維持管理期間中の第三者の使用	23	46	7				<p>前項の規定にかかわらず、不可抗力又は法令変更により損害が発生した場合は、第51条の規定を適用する。ただし、維持管理受託者等を選任したことにより発生した損害についてはこの限りではない。 ⇒この規定の意味は、維持管理受託者等を選任した場合であれば、不可抗力、法令変更の場合であっても発生した損害につき全額賠償責任を負うとの意味か。それとも、維持管理受託者等の選任につき過失があった場合のみ損害につき全額賠償責任を負うとの意味でしょうか。</p>	<p>本条項但書きは、維持管理受託者を選任したことで損害との間に相当因果関係がある損害について事業者が損害賠償責任を負うことを意味します。質問番号2の回答をご参照ください。</p>
15	⑥	維持管理期間中の第三者の使用	23	46	7				<p>「不可抗力又は法令変更により損害が発生した場合は、第51条の規定を適用する。ただし、維持管理受託者等を選任したことにより発生した損害についてはこの限りではない。」とありますが、維持管理受託者等を選任したこと起因して、不可抗力又は法令変更により生じた損害とは、具体的にどのような事象を想定されているのか、ご教示いただけませんか。</p>	<p>質問番号14の回答をご参照ください。</p>
16	⑥	維持管理開始の遅延	24	47	2	2			<p>「事業者は、遅延した日数に応じ、本件施設整備費相当額につき静岡県建設工事執行規則（昭和50年規則第16号）第50条第2項で定める割合で計算した違約金を県に支払う。」とありますが、静岡県工事執行規則第50条第2項には、「前項の損害金の額は、請負代金額から出来形部分に相当する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、知事が別に定める割合で計算した額とする。」と規定されております。知事が別に定める割合をご教示頂けないでしょうか。もしくは、建設工事標準請負契約約款に規定されております、年3.3%との理解で宜しいでしょうか。</p>	<p>静岡県建設工事執行規則（昭和50年規則第16号）第50条第2項に記載された「前項の損害金の額は、請負代金額から出来形部分に相当する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、知事が別に定める割合で計算した額とする。」の知事が別に定める割合としては、建設工事標準請負契約約款第42条第2項に規定されている、年3.3%とご理解ください。</p>
17	⑥	従事職員名簿の提出等	25	49					<p>その都度報告とありますが、変更となった業務（エレベーター、貯水槽清掃）項目に携わる者だけでよろしいでしょうか。それとも全員分でしょうか。</p>	<p>変更となった業務項目に携わる者だけで結構です。</p>

NO	資料	項目	頁	条	1	(1)	1)	他	質問	回答
18	⑥	従事職員名簿の提出等	25	49	2				「県は、事業者の従事職員がその業務を行うのに不相当と認められるときは」とありますが、貴県が不相当かどうかのご判断をされるとの理解で宜しいでしょうか。また、不相当と判断される場合には、合理的な理由がある場合のみとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
19	⑥	業務報告書等の提出	25	52					「維持管理業務の履行結果を記載した業務日報を毎日作成」とありますが、想定されている毎日の業務内容についてご教示方お願い致します（要求水準では月1回程度の点検業務しか読み取れないため）。	昇降機保守点検業務の遠隔監視業務を想定しています。業務内容に応じて効率的な業務日報としてください。
20	⑥	業務報告書等の提出	25	52	1				履行結果を正確に記載した業務日報を毎日作成とありますが、毎日とは開庁日のことでしょうか。	開庁日に限定したものではありません。
21	⑥	業務報告書等の提出	25	52	1				履行結果を正確に記載した業務日報を毎日作成とありますが、設備点検や緊急時がなければ、その日は作成する必要はないと判断してよろしいでしょうか。	質問番号19番を参照してください。
22	⑥	業務報告書等の提出	25	52	1				履行結果を正確に記載した業務日報を毎日作成とありますが、日々現場巡回する想定はなく、記載すべき内容が不明確です。具体的にご教示下さい。	質問番号19番を参照してください。
23	⑥	業務報告書等の提出	25	52	1				「事業者は、～業務日報を毎日作成し」とありますが、法定点検等は毎日行う業務ではないと思料します。毎日作成する業務日報とは、具体的にどのようなことを記載するものかご教示いただけませんか。	質問番号19番を参照してください。
24	⑥	業務報告書等の提出	25	52	2				当該月の業務報告書の内訳は点検報告書、緊急処理報告、日誌の3点でよろしいでしょうか。	本条第5項に記載のとおり、業務報告書等の具体的内容は、通期維持管理業務計画の内容をもとに、県と事業者の協議に基づき決定することになります。

NO	資料	項目	頁	条	1	(1)	1)	他	質問	回答
25	⑥	業務報告書等の提出	26	52	3				四半期の報告書を提出するとありますが、毎月報告している事以外に何を報告するのでしょうか。	四半期分を総括したものとしてください。
26	⑥	維持管理に必要な書類の提出	27	59	1				本件施設の整備保守点検記録は毎月の業務報告書で提出すべきものと判断しますが、これ以外にも保管して契約終了後に提出しなければならないのでしょうか。	契約終了に際しては、第59条第1項に記載のとおりとしてください。
27	⑥	維持管理に必要な資料の提出	27	59	1				整備保守点検のマニュアルとありますが、専門業者が点検するのでマニュアルは必要ないのではないのでしょうか。	原案のとおりとします。 (設備保守点検に必要なマニュアルであり、全てのマニュアルではありません。)
28	⑥	維持管理に必要な資料の提出	28	59	3				本項の規定は、貴県の指示により侵害した場合には、貴建が損害を賠償するとの理解で宜しいのでしょうか。	事業者は、県による設計図書等の自由な使用が、第三者の有する著作権および著作人格権を侵害しないように必要な一切の措置をとらなければならないのであり、基本的に、県の指示の結果、第三者の著作権等を侵害することは想定しておりません。
29	⑥	施設の状態の検査	28	60	4				「県の責めに帰すべき事由による場合」とありますが、入居者の責めに帰すべき場合の修補に係る増加費用は貴県が負担して頂けるとの理解で宜しいのでしょうか。	お見込みのとおりです。
30	⑥	本件施設の引渡し・所有権移転前の解除	30	63	2	3			「その支払い債務と第3項の違約金支払請求権及び第5項の損害賠償請求権とを」とありますが、「その支払い債務と第4項の違約金支払請求権及び第6項の損害賠償請求権とを」の誤りではないのでしょうか。	ご指摘のとおり修正します。
31	⑥	本件施設の引渡し・所有権移転前の解除	30	63	2	3	②		建設業務に係る対価と解体業務に係る対価とありますが、整備業務に係る対価として頂けますでしょうか。第64条、第65条についても同様です。	建設業務に係る対価と解体業務に係る対価については「本件施設の整備業務に係る対価」に修正します。

NO	資料	項目	頁	条	1	(1)	1)	他	質問	回答
32	⑥	県の公益上の事由による契約終了	32	65	2	1	①	(b)	「県は、自らの費用負担により、事業者に出来形部分の撤去を求めることができる。」とありますが、撤去となった部分の出来形に係る出来高はお支払い頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	県において、契約解除後に出来形部分を利用して建設工事を継続することが妥当と判断するとき、又は、施設の進捗度が高い状況にある場合など、出来形部分の買受が社会通念上合理的であると認められるときは、県は本件施設の出来形部分を買取りますが、施設の進捗状況などのからして出来形部分の買取りが社会通念上合理性がないと判断した場合には、買取らない場合もあります。買取らない場合、県は自らの費用負担により撤去となります。なお、同条4項もご参照ください。
33	⑥	保証	36	75	3				「ただし、維持管理業務に関して、履行保証保険を付保する必要はない。」とありますが、付保しても良い建て付けに変更いただけませんか。（維持管理業務に起因する契約解除時の違約金が、事業開始当初は相当高額になり、維持管理企業が当該違約金相当額を事業者に預託することが困難なことから、履行保証保険の付保も可能である旨の記載をいただき、選択肢を広げていただきたく、質問しております。）	維持管理期間において履行保証保険を付保することは任意とします。
34	⑥	事業者が付保する保険	46	別紙5	1				本件施設の整備、既存施設の解体等に係る保険として建設工事保険が記載されておりますが、解体工事は建設工事保険を付保できないため、①の表中の保険の対象に記載されております、本件施設の建設工事費とは、解体工事費を除いた金額との理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
35	⑥	法令変更による合理的な範囲の増加費用及び損害の負担	49	別紙8					「本件事業に直接関係する法令」とは、特に本件事業及び本件事業類似のサービスを提供する事業に関する事項を直接的に規定することを目的とした法令で事業者の事業の費用に影響があるものを意味するものとし、これに該当しない、営利法人一般に適用される税制その他の法令の変更は含まれない。 ⇒「本件事業に直接関係する法令」のどのような法令(具体的な法令名)を意味しているのでしょうか。	「本件事業に直接関係する法令」とは、別紙8記載のとおり、特に本件事業及び本件事業類似のサービスを提供する事業に関する事項を直接的に規定することを目的とした法令で事業者の事業の費用に影響があるものを意味するものであり、例えば、会社法や法人税法などのように営利法人一般に適用される法律については「本件事業に直接関係する法令」から除外されることとなります。

NO	資料	項目	頁	条	1	(1)	1)	他	質問	回答
36	⑥	サービス購入料の支払いについて	53	別紙11	1		3	1ポツ目	設計業務に係るサービス購入料の支払いについて、設計業務は、貴県との協議を経て第1工区の開始日までに本件施設全体の設計図書の貴県確認を受けて完了することになるかと思われませんが、各工区における設計業務費の算定方法はどのように行えばよろしいでしょうか。当該条文による場合、各整備期間（各工区）において実施する設計業務は、次工区の建築確認申請業務と建築基準法等関連法規の変更に係る設計図書修正程度が対象となってしまいます。	ご指摘のような場合、第一工区分に全体の設計費用を計上していただいで結構です。
37	⑥	サービス購入料の支払い方法	53	別紙11	1		3		サービス購入料2は年1回お支払い頂けることになっていますが、モニタリングによる減額の規定（本項及び別紙12）は四半期毎の支払を想定したものとなっています。整合を取って頂くようお願いします。	原案のとおりとします。 （ペナルティポイントは四半期毎に計算しますが、サービス購入料2の支払いは年1回とします。）
38	⑥	サービス購入2	56	別紙11	3	3.2	1	①	年1回支払うとありますが、通常の場合、1年分を12ヶ月後の3月にまとめて払うという意味ですか。	お見込みのとおりです。
39	⑥	各月モニタリング	60	別紙12	2	2.1	1	①	現場検査実施日時を事業者事前に通知するとありますが、事前とはどの程度の期間を考えておられますか。	協議により決定します。
40	⑥	レベル1に該当する場合	62	別紙12	2	2.4	1		是正勧告を受けた日とありますが、電話やFAXであれば当日と判りますが、書面の場合は差出日か受取日かによって変わります。どのような想定をお考えでしょうか。	書面（配達記録郵便等）及び電話での連絡を想定しています。

NO	資料	項目	頁	条	1	(1)	1)	他	質問	回答
41	⑥	累積ペナルティポイントに応じた減額の措置	64	別紙12	3	3.2	2		「また、ペナルティポイントが3四半期連続して発生した場合、県は3四半期目の（当該業務に関する）サービス購入料について、100%減額の措置を講じることができ」とありますが、ペナルティポイントが各期1ポイントずつ3四半期連続した場合でも100%減額されるということでしょうか。もし、そうであれば、事業者のリスクが大きすぎるため、緩和して頂けないでしょうか。	前段は、ご指摘のような場合、100%減額の措置を講じることができます。 後段は、原案のとおりとします。
42	⑥	累積ペナルティポイントに応じた減額の措置	64	別紙12	3	3.2	2		表2に「減額の割合（対象業務ごと）」とありますが、ここで言う対象業務とは、54ページ2（2）2）に記載されている①～⑥の業務の区分を指すとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
43	⑥	契約解除	65	別紙12	3	3.3			「同一業務に係るペナルティポイントが4四半期連続して発生した場合、県は、本契約を解除することができる。」とありますが、ペナルティポイントが各期1ポイントずつ4四半期連続した場合でも契約解除されるということでしょうか。もし、そうであれば、事業者のリスクが大きすぎるため、緩和して頂けないでしょうか。	前段は、ご指摘のような場合、県は本契約を解除することができます。 後段は、原案のとおりとします。
44	⑥	契約解除	65	別紙12	3	3.3			「又は同一業務に係るペナルティポイント」とありますが、ここで言う同一業務とは、54ページ2（2）2）に記載されている①～⑥の業務の区分を指すとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。



静岡県住宅東部団地建替等整備事業 様式集に関する質問回答

NO	資料	項目	頁	章	1	(1)	1)	他	質問	回答
1	⑦	要求水準に関する確認書	様式5-3						代表者職氏名は、代表者名を記載することでよろしいでしょうか。	代表者の役職及び氏名を記載してください。
2	⑦	入札書類一覧表	様式5-4						1/5の先行回答分より考えて、添付資料が対象となる様式は、①「-」がなく空欄の様式9-2及び様式9-3だけと考えて良いでしょうか。②様式7-5には、工程表A3版1枚を添付することになっていますが。③その外に対象となる様式はないのでしょうか。	①は、お見込みのとおりです。 ②は、(様式7-5)に添付する工程表は任意の添付資料ではありません。 ③は、ありません。
3	⑦	入札書類一覧表	様式5-4						入札参加者部数欄の記載はどのように記載するのでしょうか。	「正1副15」の記載とします。
4	⑦	設計の概要	様式6-2		1				計画敷地面積は、一団地申請とした場合の各棟毎の仮想敷地境界線によるものという理解でよろしいでしょうか。	一団地認定を受ける場合には、お見込みのとおりです。
5	⑦	外部仕上表 内部仕上表 設備計画書	様式6-4 6-5 6-6						規格及び枚数のご指定はございますでしょうか。	(様式6-4)は、欄外注意書きを参照してください。A4版、枚数適宜。 (様式6-5)は、項目の追加、削除をしないでください。A4版、枚数適宜。 (様式6-6)は、欄外注意書きを参照してください。A4版、3枚以内。
6	⑦	景観・地域性への配慮に関する提案書 他	様式6-7 他						各様式の枠表示を広げたり、枠を削除してもよろしいでしょうか。	左余白については、綴じ代を25mm取れるようにしてください。 また、枠を広げることは可としますが、枠の削除は認めません。
7	⑦	景観、地域性への配慮に関する提案書	様式6-7						「様式6-7」など、提案を記載する部分に四角い太枠があります。この四角い太枠は、無くても良いのでしょうか。それとも四角い太枠内に提案を記載する必要があるのでしょうか。	質問番号6を参照してください。 また、提案は太枠内に記載することとします。

NO	資料	項目	頁	章	1	(1)	1)	他	質問	回答
8	⑦	業務実施体制に関する手難所	様式8-2等						業務実施体制について、以下についてご教示をお願い致します。 ①維持管理受託者等に再委託を予定している場合には、そのことを明記する必要がありますか。	お見込みのとおりです。
9	⑦	昇降機点検保守管理業務等計画書	様式8-3等						利用者とは、①入居者のことでしょうか。②県と入居者のことでしょうか。	②の県と入居者を指します。
10	⑦	事業実施体制に関する提案書	様式9-2						業務実施体制について、以下についてご教示をお願い致します。 ①維持管理受託者等に再委託を予定している場合には、そのこと及び委託先の企業名を明記する必要がありますか。	お見込みのとおりです。
11	⑦	事業実施体制に関する提案書	様式9-2						「※応募グループの構成員協定書等を提出する場合は、本様式に添付してください。」とありますが、協定書自体は指定枚数1枚には含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
12	⑦	事業収支計画書	様式9-4						事業収支計画書において、H23年及びH24年の売り上げと費用の一部分が灰色でハッチングされていますが、実際に費用が発生する場合は、ハッチングを消して、費用を計上してよろしいでしょうか。	実際に費用が発生する場合には計上することは可能ですが、平成23年度において「サービス購入料」が発生することは想定していません。
13	⑦	事業収支計画書	様式9-4						費用欄の施設整備費について、H23とH24が網掛けとなっていますが、貴県への引渡時によらず、SPCからの支払として適宜費用計上してもよろしいでしょうか。	質問番号12を参照してください。

NO	資料	項目	頁	章	1	(1)	1)	他	質問	回答
14	⑦	事業収支計画書	様式9-4					※2	サービス購入料2の引渡年度は月割りとすることとされていますが、引渡時期と点検の頻度により月割りが妥当でないものや、期間によらず固定的に発生する費用が必要となることが想定されます。月割りとすることが妥当でないものについては、事業者の提案にて月割りとせず計上してもよろしいでしょうか。	算出根拠が明確であれば、提案に委ねます。
15	⑦	事業収支計画書	様式9-4					注4	様式10-4には「総額（事業期間の合計）」欄はありません。また、事業期間合計を示す金額欄の小計は、業務ごとのものであり、工区毎に費目を分けている本様式には対応しません。さらに、様式10-4の注6の記載及び様式10-4の項目に税金・利益等を含む「その他」があることから、様式10-4と整合をとる必要があるものは費用ではなくサービス購入料2かと思慮します。記載方法の整理をお願いします。	(様式10-4)の「金額」欄に各業務の全工区分の事業期間における合計金額を記載します。「合計」欄の太枠内に各業務の合計金額(税抜)を記載します。
16	⑦	事業収支計画書	様式9-4					注6	基準金利の変動とはどのようなものを想定していますでしょうか。	「基準金利の変動」は削除します。
17	⑦	入札金額内訳書	様式10-3						各費目の工区毎の内訳は、事業契約書において、工区が期間で定義されていることから、各工区の引渡時までに要した費用をそれぞれ計上してよろしいでしょうか。(例えば、全工区の設計を一括して第1工区工事着手前に実施した場合の設計費や、SPCの設立及び開業に要する費用を全額第1工区に計上する等)	可とします。
18	⑦	維持管理見積書	様式10-4						見積書項目に長期修繕計画の作成及び関連業務とありますが、第1回質問回答では、長期修繕計画は設計完了時に作成し、その更新時期や頻度については、県と選定事業者が協議の上、決定するとあります。様式10-4における記入内容、工区毎の積算根拠をご教示ください。また、各工区欄にあるその他とはどのような内容を記入すればよろしいでしょうか。	前段は、提案内容に基づき、長期修繕計画の見直しが必要となる時期等を考慮し積算してください。後段は、各工区欄にある「その他」とは、各工区の引渡し年度を除く維持管理期間を示します。

NO	資料	項目	頁	章	1	(1)	1)	他	質問	回答
19	⑦	様式集							各様式の余白について、余白は自由に設定しても良いのでしょうか。それともホームページで公開されているデータの通りの余白とする必要がありますでしょうか。	質問番号6及び質問番号7を参照してください。
20	⑦	記載文字の フォント							提案書（表やグラフを含む）に記載する文字のフォントは任意という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
21	⑦	各提案書の表 紙							各提案書の表紙にパースやイラストの一部などを添付してもよろしいでしょうか。	不可とします。

静岡県住宅東部団地建替等整備事業 入札説明書に関する質問回答(第1回目) に対する質問回答

NO	資料	項目	頁	章	1	(1)	1)	他	質問	回答
1	⑧	入札説明書に関する質問回答No.28 入札保証保険契約	5					No.28	「事業契約の効力が発生する日」は現時点で特定できないものと予測しますが、当該保険を付保すべき期間の”最終期日”は、平成23年7月末日という理解でよろしいでしょうか。	静岡県議会日程によります。
2	⑧	入札説明書に関する質問回答No.35 契約保証金	5					No.35	事業契約の締結と同時に貴県へ契約保証金を支払うのは「落札者」とのことですが、事業契約の当事者となるSPCが保険契約者となりませんかでしょうか。	「選定事業者」に修正します。 入札説明書 4の4.3の(1)を修正します。
3	⑧	入札説明書に関する質問回答No.18 本施設の立地条件	11					No.18	【添付資料02】の修正に伴う「駐車場全体の整備数130台以上」の要求水準の変更はないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	⑧	要求水準書に関する質問回答No.66 広場・植栽等	16					No.66	入居者等の意見を反映する花壇は、植栽空間の意見を取り入れるものとし、花の種類や配置も含むとありますが、この花壇についての工事費を想定するに当たり、積算根拠等をご教示ください。	想定の上、工事費に見込んで提案してください。
5	⑧	要求水準書に関する質問回答No.18 解体撤去すべき施設の内容	18					No.18	11/12の回答で、杭については、全て撤去することとします。⇒①各棟毎(A~K棟)の杭の本数・径・長さをご教示願います。②駐車場となるJ及びK棟の杭は撤去しなくても良いでしょうか。	①は、【閲覧資料01】をもとに、想定してください。 ②は、杭全て撤去することとします。
6	⑧	事業契約書に関する質問回答No.39 サービス購入料1	31					No.39	事業者運営費用はサービス購入費2に含めるとご回答頂いていますが、当該費用は設計・工事期間中にも発生するものであることから、当該機関に要するものについては、サービス購入料1に計上してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。